

淀川区の令和3年度予算案

淀川区のめざすべき将来像「みんなの笑顔がつながるまち」の実現に向け、令和3年度の予算案を編成しました。その一部をご紹介します。

総額

4億1,747万円

※上記予算のほか、区長が権限を持つ各所属所の予算(区シティ・マネージャー予算)があります(10億3,229万円)。

令和3年度 重点的に取り組む事業

地域における安全・安心事業

1,430万円

防災意識と地域防災力の向上をはかり、次代を担う若い世代への効果的な啓発を目的とした啓発動画等の作成を行います。



家庭児童相談員の配置

1,738万円

保健福祉センターに家庭児童相談員を配置し、家庭での児童養育に関することなどの相談・指導体制を充実させます。



淀川区小学生補習充実事業

380万円

小学生の学習習慣を定着させるため、各校が自律的に作成する計画に基づき、補習支援を行います。



LGBT支援事業

249万円

LGBTについての正しい知識と理解を深めるための情報発信や、当事者が気軽に参加できるコミュニティスペースを開催します。



妊婦体操教室

39万円

妊婦自身の健康づくりに着目し、妊娠・出産特有の身体の変化に伴うトラブルをコントロールする方法を学ぶことができる妊婦体操教室を開催します。



問合せ 総務課(総務)5階51番 ☎6308-9625

淀川区住みます芸人 職人の

職人奮闘記

淀川区住みます芸人「職人」が、笑いあり、スベリありの奮闘記と共に淀川区各地域のイベントをレポートします!

第21話「出会いあれば別れありの巻」



山本区長がご退任されると聞いて僕達はとてもショックでした。まさに『ちくちょー』という気持ちです。区長はいつも最前列で大きな拍手と笑顔で僕達を見守ってくださり、本来あってはいけない事ですが、区長しか笑ってない時もたくさんありました。

優しく皆さんに愛される区長を見習い、僕達も絶対に日本中に愛される芸人になります!!

今まで本当にありがとうございました!これからも職人の応援をよろしくお願いします!

よどマガ!・淀川区役所ホームページ 広告を掲載しませんか?

よどマガ!に広告を掲載しませんか?

発行部数122,000部!淀川区民の皆さまに親しまれている「よどマガ!」に広告を掲載して地域の皆さまに広くPRしてみませんか?

広告申込みに関するお問合せは広告代理店である株式会社ホープまでお願いします。

問合せ 株式会社ホープ ☎092-716-1401

淀川区役所ホームページバナー広告募集!

平均月間アクセス数約10,000件!情報取得のメインツール「スマートフォン」からでもアクセスできます!

※1枠月額5,000円で1か月単位で掲載できます!お気軽にお問合せください!(申込締切:掲載開始月の前々月の末日必着)

問合せ 政策企画課(広報)5階51番 ☎6308-9404

編集後記

どんな撮影ポーズでも嫌な顔一つせず応じてくれる山本区長。今月の表紙撮影時も、細かい要望を何度も繰り返しましたが、最後まで付き合ってくださいました。おかげさまで山本区長の最後の表紙にふさわしい一枚になったと思います。(広報担当:松本)



▲4年間ありがとうございました

今月の イベントピックアップ!

ゆめちゃん☆ ハッピールーム

ミュージック・ケア講師“あわたんず”
のおふたりも登場予定!ぜひ、遊びに来て
くださいな♪

日時 3月23日(火) 10:30~11:30

場所 区役所5階 会議室

対象 おおむね生後6か月~3歳の
お子さんと保護者の方

定員 15組(先着順)

申込 3月8日(月)9:00から電話にて

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

2階23番 ☎6308-9939



23日

3月イベントカレンダー

1日(月)	行政相談 ▶8面
6日(土)	ダンス教室申込開始~15日(月) ▶4面
19日(金)	不動産相談 ▶8面
22日(月)	行政書士相談 ▶8面
28日(日)	日曜開庁 ▶5面

4月イベントカレンダー

1日(木)	5月10日・17日(月)開催 妊婦教室申込み開始 ▶8面
4日(日)	臨時日曜開庁 ▶5面
6日(火)・7日(水)	春休み子ども相談 ▶6面
15日(木)	個人市・府民税申告期限 ▶6面

昨年度大好評だった防災アトラクションの風水害編。今年はリモートで開催!!

リモート型 防災アトラクション ザ・リモート

日時 3月21日(日)

①10:00 ~ ②12:30 ~ ③14:45 ~

対象 区内在住・在学・在勤の方
※小学4年生以上推奨

定員 各100組(先着順)

注意 LINEの登録が必要です。

申込 3月6日(土) 10:00~15日(月)まで

問合せ 株式会社フラップゼロα

☎7174-3804



申込・詳細は
こちら!



21日

来庁不要でお手続き できるものがあります

転入される方 ※転入手続きは来庁が必要です

当分の間、手続き期限の「引越し日から14日以内」
を過ぎていても通常の手続きが可能です。引越し
シーズンが終わってからでも手続きができます。

転出される方

大阪市外へ引越しされる場合は、郵送で転出の届
出を行うことができます。

証明書の請求

住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書は、郵送で
請求できます。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、各種証
明書をお近くのコンビニで取得できます。

問合せ 窓口サービス課(住民登録)
1階13番 ☎6308-9963

3月下旬から4月上旬の引越しシーズンは、多くの方が来庁
されるため、1階を中心に相当な混雑が予想されます。

感染拡大防止のため、できるだけ郵送等の手続きをご利用
いただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

国民健康保険に加入・脱退される方

郵送による手続きが可能です。住所変更や就職など、
届出理由等により手続き方法が異なりますので、
まずは保険年金担当までお問合せください。

国民健康保険料の減免を申請される方

郵送による申請が可能です。所得減少や退職など、
減免理由等により申請方法が異なりますので、
まずは保険管理担当までお問合せください。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の限度額適用認定証の申請について

郵送による申請が可能です。世帯の所得状況等によっては発行の
必要がない場合がありますので、事前に保険年金担当までお問合
せください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)4階43番 ☎6308-9956
窓口サービス課(保険管理)4階44番 ☎6308-9946

